

入山三宝寺文書

入山三宝寺文章

目次

一、永代売渡申道場之事	1
一札之事	2
永代売申田地之事	3
一、御系圖	3
一、紀伊国日高郡	
入山村弓湯山三宝寺事記	6
追加	8
入山	10
三宝寺記序	10

永代売渡申道場之事

一銀子合貳百三拾め但判銀也

右是八入山村道場坊主三郎兵衛

己ノ御末を不被成候故道場門徒共ニ

永代其方旦那被成候爲其門徒

中加判仕指上ケ申候爲後日如件

承應三年(六五四平)

午ノ十月廿五日

入山村道場坊主

三郎兵衛

門徒中

孫三郎 太郎作 太左衛門

二兵衛 清助 五郎兵衛

太八郎 清太夫 才市

三郎四郎 太郎大夫

九郎兵衛 九郎左衛門

西圓寺様 太郎五郎 太郎二郎

太郎助 孫作

又三郎 平太郎

二郎大夫 右近兵衛

平吉 七郎衛門

伊右衛門

新右衛門

孫太郎

右之通ニ御座候

村庄屋九郎大夫

又右衛門

甚三郎

右兵衛

与一郎

(小右衛門)

□大 夫

太郎九郎

庄右衛門

太三郎

加右衛門

六右衛門

七郎兵衛

新九郎

三郎次郎

一札之事

惣門徒中

同

二郎衛門 ○

甚三郎 ○

一我等身上不被成候故二先祖二相伝申道場

坊主且那中へ道場ともニ指上ケ申候此上者^〇

何方より道場坊主を御すゑ可下候過分之

御末を致加様ニふりかけ御苦身ニかけ申

事めいわくニ御座候へとも万事御門徒

中御かけ過分至極ニ奉存候

一我等ハ不及申一門中子々孫々ニ至迄申分

無御座并ニ一門けんそく子々孫々ニ至迄

門徒宗旨かへ申間敷候苦相背かへ申者

御座候ハバ如来さま御はつ可蒙候

一 道場之儀者何方へ成共御引可下候

我等一門中として肝煎引立可申爲後日

依如件

承應三年 入山村道場坊主

午十月廿五日

兄ノ

三郎兵衛 ㊦

同七郎兵衛 ○

三郎四郎 ○

弟ノ

徳大夫 ○

同

清助 ○

親類

永代売申田地之事

一所者道場之下ノ畑壺ヶ所也高畝は御檢地帳面次第也右之田地へ代米三斗二相定永代二売申所実正也從如何様之新規成儀出来候共右之田地ニおいてハ我等子々孫々ニ至迄毛頭違乱妨申間敷候爲後日永代證文仍如件

延宝貳年

寅ノ四月廿六日

三宝寺様

うり主 孫 七 〇
 證人 與七郎 〇
 同 又市 〇
 年寄 三郎左衛門 〇
 同 權右衛門 〇
 同 孫太郎 〇

御系圖

甲斐源氏

武田 三郎

武勇の譽れ世に高かりける蒙勅勘熊野道□湯川に遠流せらる 其比熊野に賊徒有て人民をなやます 帝都より討手を下しけれども幽谷に隠れて亡し難し 爰に武田三郎彼の悪賊をかり出し組て谷底へ落 賊をおさへて首をかかんとするに 太刀は抜て鞘はかり残りぬ 見上れば太刀岩の上に留まりたり 神力不思議の名劍にておのれとすべり落ちて三郎の手に渡しかば 悪賊の首を切て群賊皆亡しける 帝御感斜ならず勅勘を許され剩へ牟婁の郡を賜り それより件の太刀を岩すべりと呼れ代々家の重宝 今千手村湯川太郎左衛門方に持伝ふ

二代 天心道誠
 三代 武田弥太良

法名 卯宗

此弥太良勇力人に勝れ 本宮の湯の峯にて天狗を切し羽切丸の太刀是亦家の重宝なり 其比天下大に乱れて後醍醐天皇の勅命に依て 宮方の部将新田左中将義貞 楠木判官正成 武家の大将足利尊氏と合戦止時なし 紀伊国の八庄司 湯川 玉置 恩地 性川 貴志 荒川 湯浅 田辺之別当 皆宮方に成けるに 弥太郎

如何思ひけん尊氏に属し度々武功あるによつて 尊氏の世に成て 有田 日高 室三郡を賜り 日高郡龜山の峯に城廓を構へ 紀伊国乃旗頭として代々足利公につかへり

四代 天源 宗泉

五代 天章 慶祐

六代 陽回 源清

七代 圓感 視公

八代 天龍 源譽

九代 一河 閑純

十代 宮内少輔政春

法名 号岱宗建康

此政春軍学和歌の道にも達しける 尊氏十二代の將軍法住院殿義高の世に 南方副將軍になし錦の直垂を賜けり 有時政春野辺にて岩すべりの太刀をぬきければ 刃風さかざか口麻まのきれけるより 麻丸とゆふと伝へたり

十一代

民部少輔直治法名号 松岸宗吉

湯川太郎左衛門家の記録には 民部少輔直

光祥岸崇吉とあり

此直治迄龜山に在城しけるに 山高して寒氣強ければ 小松原に屋敷を構へて常に居す 其子息直春の代に至りて 三郡の人夫を集めて濠をほり 矢さまをあけ 城郭堅固になる 其比畠山高国の子息右京大夫高政

和泉 河内 紀伊三ヶ国の守護にて河内国高屋に在城しける 湯川玉置公方に出仕すべきを右高政の旗下なりければ高政に出仕す 其比阿波国三好修理大夫の反逆により高政紀伊国へ下向して湯川をたのまれければ 根来の衆徒も馳参り泉河紀三国の勢を催し 泉州久米田に押し寄せ三好実休を討捕 それより三好修理大夫楯籠る飯盛の城を取かこみ 四月五日より五月十九日まで責めけれども要害堅固なりければ落す しかる処に三好舍弟攝津守天皇寺表へ中入し戦しかば 高政叶はじと高屋へ引退く 湯川直治も飯盛より長興寺へ打出て高屋へ入としけるを攝津守妨られ 湯川帶刀 湯川右衛門大夫 湯川甚太夫 丸山孫四郎 目良治ひで攄 清 同五郎榎経 侍大将林重右衛門等残らず討死す 去れ共直治老人漸切ぬけ 浪花の御坊へかけこみ 本願寺の事務證如上人に對面す 上人いたはり置たまひ 其後ハ騎馬三十人を副へ南紀小松原の居城へ送る 直治此恩を報せんために吉原浦へ九間四面の草葺の御堂を建立し 有田郡星尾山神光寺の靈佛立像の阿弥陀を取来て本尊とす 直治次男治部少輔信春入道祐存此寺に住す 其後證如上人自身の姿を繪書せ裏に坊舎常住持と筆記して住持に與へらる これ藪の御坊の宝物なり

十二代

中務少輔直春法名号 光岸淨悲

湯川太郎左衛門家の記録には法名光岸淨水とあり

小松原の土居の城に住す一族老輩評議するは 紀伊国の武士秀吉公へ随はざる故 近く討手さしむけらるる由いかかせんと 衆義まちまちなり直春秀吉へ順心なし 爰に和佐取出城主玉置の庄司と申者 湯川の掣なりければ使者をたてて秀吉へ敵対の趣申遣しけれども 玉置ハ秀吉公へ合体にて直春へ同心の義なし 依而直春娘を取かへして後軍せんと嶋右馬丞を以迎の輿を遣しければ 玉置が妻使者に對面して申すハ 親子曳分れ敵味方と成事天の恐れありといへとも 夫婦の契を結び此節に至り何そ夫を見捨て歸るべきやと戻るべき氣ざしなし 今は力不及とて古田外記 湊田藤六 林和歌太夫 平井善左衛門 丸山主計 平井 荊木 塩路 高垣 都合其勢二百余騎 和佐取出の城へ押寄せ 戦なかばに玉置より秀吉公へ湯川反逆なりと注進す 依是秀吉公退治の爲下向と聞直春軍を止めて本城へ歸る 天正十三年(一五八五年)申秀吉公大和納言秀長卿羽柴中納言秀次卿数万騎を引率し紀州へ発向し 三月二十四日根来手寺を責落とし 同月太田の城を崩し 熊野へは仙石權兵衛 尾藤久右衛門海陸より込入のよし聞へしかば 小松原の城へ集る人々ハ湯川權ノ守 宮崎右馬丞等群参するといへとも 敵有田雜賀にミチミチ比井浦三尾の海中に兵船数万艘見へけれバ 小松原の城へ火をかけ直春熊野へ落行 相從士には湯川安藝守

上野城主湯川兵部太夫 泊城主湯川式部太夫 同苗熊之輔 都合其勢貳百余騎 三月中旬小松原を出て其夜芳養の泊りの城に着 直春之伯父湯川安藝守子息九才に成けるを信春入道祐存へ預置く 後出家して祐圓と云ふ

菌御坊住職

一世

湯川中務少輔直春之弟治部少輔信春入道

祐存

二世

湯川中務少輔直治伯父湯川安藝守子息右近出家志て

祐圓

三世

祐圓養子菌七左衛門四男熊四郎祐圓娘玉と嫁す 熊四郎出家して

祐玄

四世

祐玄實子

祐賢

五世

祐賢子

秀賢

六世

秀賢子

賢藝

右者「湯川記録」拔書乍恐奉備御高覽候

紀伊国日高郡菰村

御坊附 門徒中

享保拾九年(一七三四年)

寅五月

本系図は巻物仕立一卷で、美浜町入山三宝寺蔵のものなり。

昭和五十年七月五日夜七時半より美浜町公民館に於いて、県文化財研究会御坊支部主催の古文書解読会の席上、三宝寺住職湯川直文師の持参されたのを、寺西義一・中西捷美氏等と解読して写す。

紀伊国日高郡入山村 入山村弓場山三宝寺事記

古老伝テ曰ク 当寺濫觴ハムカシ(二四九〇八七年)文明年中ノコロ 本願寺第八代蓮如上人熊野へ詣シ玉フトキ 日高郡高家村ニ御休足ナサル、今ノ西ノ道場コレナリ 其トキ初テ一向専修ノ宗ヲススメ玉フ ソノ門ニヲモムク人々ヲ御帳ニトメラレ名帳トテコレアリ 帳ノ初積了心房道場坊主圓心坊守トアル 是高家坊主ナリ ソレヨリ男女次第ニトメラルル中ニ三郎次郎ト云フ也 コノ道場ノ先祖ナリ 有髮ニテ代々相統退転ナシ 夫ヨリ百七十余年ノ末 承応年中ノ住持ヲ三郎兵衛ト云 コノ代ニアタリテ御坊西圓寺祐賢律師へ道場株繪像名号門徒トモ譲与イタシタキヨシ 則チ公辺へ(ウツタ)祈へ坦中へ披露シ 証文等相ソへ譲リ申サルルユへ 西円寺祐賢コノ譲ヲウク 時ノ在役人龍田彦左衛ノ代ナリ 夫ヨリ相統ス コノ祐賢寺ハ高家村ナレトモ本願寺十代目ノ證如上人山科御本寺ノトキ 天文元年ノコロ 湯川民部大輔直光攝劔江口ニテ三好長慶ト相戦トキ 直光打マケ本願寺證如上人ヲ頼ミ利運ニヲモムク 其報恩ノ爲ニ日高郡吉原浦へ御坊ヲ建立セラレ寄附ナサルルトナリ 其後チ五十年ニシテ(一五八五・六年)天正十二年ノコロカ太閤秀吉公ヨリ湯川へ御馬ヲムケラルルノ大乱起ル

ニヨリテ 其兵火ノ爲メニ焼失セラルル寺々多シ 其トキニ吉原御坊モ焼失ストナリ 天正十四年ノ年ハ御坊再興ナシ 明ル十五年菌村椿原へ假御堂ヲ立ツ 古ル寺内トハ是ナリ ソレヨリ八九年(一五九五年)文祿四年ニアタリテ浅野右京大夫幸長甲刃ノ府中ヨリ紀州へ国カヘス コノ幸長ノ家臣ニ佐武伊賀守ト云人コノ地へ御堂再興ス 此ノ処菌村嶋村ノ荒地ニシテ初テ檢地定レリ 御堂屋敷ハ高口計貳升貳合 寺同畠高二計三合 寺屋敷高貳計三升八合西了 畠高一計七升四合西了 其後チ五町今屋敷畑ヲ買ソヘ 今御堂境内惣高合シテ壹石五計三升五合トナルナリ 右檢地受ケシ西了ノ子息眞了コノ代ニアタリテ 御本山御影堂再興アソハサル、槻柱十五本ハ 日高郡山中ヨリ出 右御材木山中ヨリ出シ大坂京都へ登セ申ス 御馳走郡中御門葉御留守居眞了丹精ヲヌキンデテ働キ申スコト上聞ニ達シ 眞了へ西円ト云寺号ヲ下シヲカル 則チ其トキ本山人ノ奉行衆八木藏人 八木隼人 又性応寺了尊役僧光瀬寺等書状コレアリ 文祿四年(一五九五年)佐武伊賀守再興ヨリ七十二年後チ御堂大破ニ及ヒ 寛文七年(一六六七年)ノコロ御本山ヨリ御再興アラルトナリ 右眞了ニ男子二人兄祐賢ハ御堂留守居職 弟ヲハ專延トテ天性寺先祖ナリ 右祐賢ニ男子二人女子二人 兄正元ハ病身ユエ入山道場へ隱居シ 弟秀賢へ御留守居職ヲ願ヒツトム 一女ハ和田常徳寺淨玄ノ室 一女ハ北塩屋浦円満寺祐春ノ室ナリ コノ道場ムカシ北裏ニ代々寺院アリテ 今ニ道場井トテ清

水アリ コノトコロハ片辺土ニシテ南西東ノ御門弟参詣通路アリシトテ明暦元年(一六五五年)ノコロ 此ノトコロ弓場へ移スカ内山トモ云 昔シノ堂ソノ儘建テヲキ 西圓寺ニ子若年ノトキ修學ノ間ハ雇僧也

(一六七三年)寛文十三年ニ寺号木佛願ヒ奉リ 其御礼 木佛尊像釈良如

癸丑七月三日興正寺門徒性応寺 寺号ハ興正寺門跡ヨリ御免下紀劬日高郡入山村願主釈祐賢

其節執筆アソバサレス御判形ニテ御下シ 其後元祿三(一六八八年)年ニ御印ヲ指上ケ御筆ヲ頂戴ス 其切紙 性応寺下三宝寺 紀伊国日高郡入

山村正元 元祿三春庚午

五月朔日釈寂永御判

延宝四年ヨリ正賢住職ス 其後寺再興イタストコロニ

寺地狭キユへ寺厨子建テカタク 延宝二年ト同五年

トニ畠地貳ヶ所買求ム スナハチ孫七郎分高一升五合

權右エ門分高壹升此ニヶ所ヲ求メ 土地引平シ搗立

テ再興ス 則チ三間半ニ四間ノ草堂ナリ 道場屋敷高

貳升五合也 其後延宝八年申之三月新田畑檢地御改ノ

節 郡奉行衆片山又兵衛・毛利久左エ門・大庄屋弓倉

利右衛門・在役島田戸右衛門等改メラレ 当寺屋敷高

八升四合・畑高貳升八合ト定ル 其後又宝永四年(一七〇七年)亥ノ

二月田畠御改御奉行衆堀田權八・夏目金兵衛・大庄屋

衆塩崎五郎左衛門・在役鈴木忠右衛門等相改メラレ

屋敷高七升貳合畝八十八歩・畑高三升畝八一畝三畑ナ

リ 御年貢年々上納仕ル 又元禄年(一六八八―一七〇四年)中二孫十郎追善

二畑一ヶ所奇附ス 則道場ノ下茶島是ナリ 宝永七年(一七〇〇年)

二本山ノ寺号并ニ高僧太子御影願ヒ奉ル 其御裏書

上宮太子尊形本願寺如御判宝永七歳庚寅正月廿日興 高僧裏書
正寺門徒性心寺下紀劬日高郡入山村三宝寺积正元(一七〇三年)

モ同シコトハナリ 正徳三年ニハ開山聖人良如上人ノ

御影願ヒ奉リ御判形ニテ御免 其状御開山様教興院様御影願之通遂言上候処

此節御用多候故御裏御判形ニ而上成御免候間 難有可上存候御

裏之儀者 追而被染御筆可被下候 不宣下間形部即法橋判 正徳三年癸巳二月廿六日興正寺殿御門徒性心寺殿下 紀劬日高郡

入山村三 頂戴仕候 其後享保二年ニハ絹袷袷衣願奉御印免与絹
宝寺正元 袷袷 興正寺下紀劬日高郡入山村三宝寺正

元 除本寺末寺於其国可爲著用者也 享保二年丁酉正月廿日願
上度其方国輪袷袷願ヲ言上候処被成御免 則御印ヲ被成下候間

難有頂戴可有之候 不宣享保二年丁酉正月廿日藤本右兵衛御判
・長瀬采女判 興正寺殿御門徒性心寺殿下紀劬日高郡入山村三

宝寺 正元 ニテ御免ヲカフムル 此正元ニ四女三男アリ 第

一男泰良ト号ス別腹鎮西派ノ長老彰譽申 初ハ同郡志

賀村淨恩寺ニ住シ 終ニハ有田郡保田ノ庄辻堂村稱名
寺ニ住ス シカルニ享保三年戊ノ歳四月一日四十二歳

ノ春一七日ノ煩ニテ来迎佛ニ向ヒ 御手ノ綱ヲ持テ遷
化ス 第二男ヲ貞松ト号ス 十九才ヨリ本山ニ登リ誥

夏不怠トコロニ 宝永元年申ノ秋二十五才ニシテ臨終
ニ弥陀経ヲ誦シ向レ西逝ス 第三男ヲ可秀ト号 後改 宝永

正随

六年ノ春十四歳ノトキ 若山鷲森御坊役僧ニ召シ出サ

レ彼ノ御坊ニ住ス 時ノ輪番雲晴寺ト号ス 夫ヨリ十

一年ノ間本山ノ御扶持ヲ頂戴シタシ 享保三年戊ノ秋

古寺へ引退ク 寺務ヲ譲ル前代ノ例ニマカセ 翌年寺

又再興シ寺厨子棟コト悉ク建テナヲシ 瓦葺ニイタシ

今ナヲ繁榮ス 其後享保七年高家西ノ道場 是スナ

ハチ先祖ヨリ相続ノ地ナリ此寺ニ隱居シ 九年ノ間絶

ヘタル柱ヲツ継キ 破レタル壁ヲ補ヒ 功成リ名遂テ
同十五年戊ノ冬 古寺へ退キ意イツカニ念佛相続ス
于時享保十五之冬(一七三〇年)

三宝寺律師正元八十老納語

執筆 一子正随

当寺中興開基

积祐賢律師 八十 元禄四年未年 往生日
十一月十二日

室尼妙泉 年七 元禄二己巳年 往生日
八月廿六日

同寺再興

积正元律師 年八 享保十五年庚戌年 往生日
十一月七日

室尼妙正 年六十 享保十三年戊申年 往生日
八月十八日

右旧事記者(一) 正元律師在世之実語也 然鶴林之後当於

三回之忌清書之者也
享保十七壬子之秋

三宝寺 正随(寛)四十七歳

追加

父正元律師高家西円寺ヨリ入山隱居へヒキシ(引き退き)リソキ八十才戌十一月朔日ヨリ イササカノ不例ニテ 七日ノ夜正念往生セラル 祖父祐賢モ十一月ナリ 母妙正六十八才申ノ八月往生セラル 祖母妙泉モ八月ナリ コノ妙泉往生ヨリ三年目ニ祖父祐賢往生 今母妙正往生ヨリ三年目ニ父正元往生 父子夫婦ヨク相似タリ 御堂留守職(主)ノ事ハ元禄四年末ヨリ正徳五年末マテ二十五(二六九一年)年ノ間伯父秀賢ツトメラル シカルニ十二月二・三日ノ病惱ニテ往生セラル 夫ヨリ一子賢藝享保元年申ノ年ヨリ 同十八年丑ノ年マテツトム 故へアリテ本山ヨリ高家道場へ蟄居仰セツケラル 和歌山鷺森御坊ヨリ専光寺輪番ニ下リ 丑寅卯三年ノ間ツトメラル コノトキ御堂次第二不繁昌ニナリ 日々夜々参詣モスクナクナルユヘニ鷺森へヒキシリソキ 辰年ハ御留主居職ナシ 巳ノ春ヨリ三十余ヶ寺ヨリ御留主居ヲネカヒ奉リ 日ヲフルトコロニ三宝寺ハ筋目ノ者ナリトテ 巳ノ七月ヨリ御留主職仰セツケラル 夫ヨリ御堂日々夜々ニ御繁昌ナサル(願い) 参物等年々帳面明白ナリ 八年目子ノ年律師官ノ子カヒ禁中へ参内ス 寅ノ年御

門再興ヲクハタテ早速成就ス 夫ヨリ御堂破損修覆次第ニ出来 又南ノ屋敷東南西へ上屏築キ 北ニハ文庫ヲカマへ 中へ一切経ヲ置キ年々次第納入願主ツキナリ 辰ノ七月ニハ開山聖人へ宮殿ヲコシラへ敬ヒ奉ル 願主妙心其外地内門中コレ力也 コレヨリ日々夜々ニ御坊御馳走御繁昌也 又コノ道場へハ畑地一ヶ所願主久保善八ヨリ寄附セラル道場ノ下高貳升八合六勺茶畑也 又田地一ヶ所願主東浦善左衛門先母妙鎮忌日八月廿六日志(一七三一年) 畔ノ内高壺石五計八升貳合中田壺反壺畝九歩享保十六年亥ノ正月寄附セラル 又畑地壺ヶ所鳥巢脇高壺計北裏權太郎寄附セラル 寛延三年蓮如上人御影奉願寄附願主西浦勘右衛門其外門徒中 其裏書

积正住正随ノ子 權少講義

明治十四年ヨリ本堂再建ニ取係リ

入山

八景入レ山終南下ト 山ハ到ニ北南ニ繞ニ和田ニ

人ハ言フ斯ノ山故意多シト

誰知ラシ石碣古城 磧

更ニ思フ武夫騎レ馬場

依テ疑城越鳥巢仙

殿峯凝ス粧ヲ極樂寺

女崎送色宇都ノ辺リ

慈悲満山觀音寺

梵谷冷水朱堂ノ前

葬殯更ニ到珍行寺

不斷焼レ香ニ味ノ煙リ

大環飛レ錫地藏峠

西岡俗反橘花ノ泉

乾坤懸日月幾ノ年

窟坂老松古今ノ年

後世子雲長ナヘニ若在ラハ

三宝香閣通シニ大川ニ

右賦

入山村忠以ニ排律ニ而啓蒙古跡之韻者也

享保十七初春下旬

実雄書之

三宝寺記序

大極ハ爲ニ以レ道本ニ道ハ者依レ人而起ル人者入レ道也 于焉

在ニ三郎次郎者ニ滿レ月花開而欣然トシテ 竭ニ于蓮師ニ落髮禪

門シテ号ニ与心西ニ於身ヲ乘ニ弘誓ノ筏ニ而情ヲ流ニ難思法海ニ莊

激トシテ 一村懸燈成ニ万世之船師トニ焉雖然經曆而月終而誰カ

知シヤニ基本髻ヲ一回茲今授ニ得古老ノ傳説 授レ筆縮メテ 述ニ假

名書ニ一編者也惟レハ 夫昔往之心西之門葉漸ク有ニ二十四ニ

今却テ滿ニ百余ニ也有レ慶有レ喜誓願不レ虚法滅百歲何ソ有無

ヲ所レ論与星月迎レ年而実ニ道場宣哉

享保龍集祝寅戌之歲初冬

香閣入山一古今 峯頭滿月照禪心

白斯三宝題名寺 風起松林轉梵音

終南山下 実雄

「入山三宝寺文書」活字化を終わって

本書も入山三宝寺蔵にして、昭和五拾年七月和田公民館に於ける、古文書解読会に際し写したるものなり。

原本は半紙大の和紙を、表紙とも廿枚に墨書しあり。文字は殆ど楷書なれども、中に二・三読み難きものあれども、そのまゝ写しおけり。表紙に「紀伊国日高郡入山村」「入山村弓場山三宝寺記」と二行に記せり。

また「三宝寺序」は最終頁に綴りあるも、これは序なれば第一頁に位置せしを、後に今の如く綴り誤りたるに非るやと思われどたしかならず。従つて旧のまま写しおくものなり。

昭和五拾年七月十六日

清水 長一郎 誌

井上豊太郎氏の『加納諸平の研究』は、昨年夏から一月末までの長時間かかった。そこで短編をと取り組んだのが、この「入山三宝寺文書」である。

父の後書きにある通り、昭和五十年七月の御坊文化財研究会古文書解読会で書写とあるから、すでに御坊文化財研究会機関誌『あかね』に発表しているかも知れない。また「永代売渡申道場之事」および「入山村弓場山三宝寺記」は『美浜町史』資料編に収録されている。

平成二十二(二〇一〇)年二月十七日(水)

清水 章博